

あま～い 誘いに **ご用心!**



18歳(成人)になると、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。トラブルにあわないために、契約に関する正しい知識を身につけましょう!

脱毛エステ



ポイント!

- 契約前に施術内容や契約条件の説明を受け、契約書面でしっかり確認しましょう。
- 通い放題コースの場合、「**有料**での施術期間・回数」と「**無料**での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれていることがよくあります。契約前に中途解約について確認し、中途解約が可能な場合は返金対象期間や返金の根拠となる1回分の施術料金も確認しましょう。
- 事業者が倒産すると、支払い済みの代金の返金は困難です。長期間にわたる高額な契約をする際は、そのリスクをよく考えましょう。

もうけ話



ポイント!

- 簡単にもうかるうまい話はありません!
- 高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報、いわゆる「情報商材」にはもうかることばかりが強調され、契約前に情報商材の内容が確かめられないので注意が必要です。
- **消費者金融などで借金**をさせられて情報商材の代金を支払い、マニュアル通りに作業してももうからず、返済に困るケースが多く見受けられます。安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。

困ったときは迷わず相談を

買物や契約などの困りごとや心配ごとは

消費者ホットライン へご相談ください。

(最寄りの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし)

い や や!
188

兵庫県

企画・編集/近畿府県消費者啓発資料共同作成会議

[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

定期購入



これは安い！
試しにひとつ
買ってみよう！



安かったし
まあ、いいか！

このサプリ
全然効果
ないな...

数日後...



送り間違いかな...
問い合わせ
みよう！



しかも
1万円請求？

頼んでないのに
同じものがまた届いた！



えっ！
1回だけ
ではないの？

1万円？

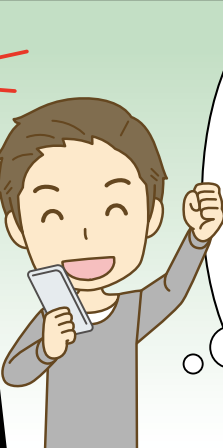
まだ解約手続きを
できていないので
今回の商品代金1万円を
お支払いください

お客様の契約は
2回目以降の商品代金が
1万円の回数縛りなしの
定期購入です

ポイント！

- インターネットや電話で注文する通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- 回数縛りなしとは、「購入回数に縛りがない」という意味で、「定期購入ではない」という意味ではありません。
- 「1回だけのお試しOK」と書かれていても、注文完了直後に表示された**特別割引クーポン**を利用すると契約内容が変更され、定期購入コースになるトラブルも起きます。最終確認画面は必ずチェックしましょう。
- 通信販売の場合、**商品などの分量や支払総額（定期購入の場合は各回の分量や2回目以降の代金）などを最終確認画面で明確に表示することが事業者には義務付けられています**。契約内容などが、後からでも確認できるよう、最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

悪質通販サイト



SNSの広告で
めっちゃ安く
なっているの
を見つけた！



ATM
お金は振り込んだし
届くのが楽しみ♪

よし
申込もう！

安すぎるけど...
有名ブランドの
サイトだし
大丈夫だよな！



そういえば
価格も安すぎるし
日本語表記もおかしかった

そんなあ〜...

公式サイトに確認したら
偽サイトだと言われた...

商品が届かない!

ポイント！

- 以下のようなサイトには注意しましょう。商品が届かない、もしくは粗悪品が届くケースがあります。
＜以下、注意点＞
 - ・大幅に値引きされた商品が販売されている
 - ・連絡方法がメールしかない
 - ・支払方法が代引きのみ、前払いの銀行振り込みのみなど限定されている
 - ・事業者の所在地や連絡先がきちんと記載されていない（虚偽の住所や無関係な住所が記載されているケースもあります）
- 後日サイトが見つからないことがあるので、サイトのURLや注文内容をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 偽サイトの場合は、商品が届かなくても、お金が戻ってくることはほとんどありません。注文は慎重にしましょう。

詳しくは [消費者庁 インターネット通販トラブル](#) 検索

契約には十分な注意を!

契約は「これをください」と申込み、「はい、〇〇〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで成立します。
契約書がなくても口頭でも成立し、一度結んだ契約は簡単に取り消すことはできません。
しかし、一旦契約した場合でも、特別に申込みの撤回や契約の解除ができる場合があります。

未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者（18歳未満）が保護者（親権者などの法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約者本人もしくは保護者により契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者トラブルが起きやすい特定の取引について、契約した後でも、一定の期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

書面またはメール、FAXなどで事業者へ通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。サービスを受けた場合も対価を支払う必要はありません。

■クーリング・オフが可能な取引と期間

法定の書面を受け取った日を含め、8日間または20日間のうちにクーリング・オフ通知を発信します。

●訪問販売 事業者の店舗や営業所以外で勧誘・契約する取引（自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど） ●電話勧誘販売 事業者から電話などで勧誘を受け契約する取引 ●特定継続的役務提供 長期的・継続的にサービスを受ける契約（エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療） ●訪問購入 事業者が自宅などへ訪問して買取りをする取引	8日間
●連鎖販売取引 他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせるなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆるマルチ商法、ネットワークビジネス） ●業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスを受けさせたりするなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆる内職商法、モニター商法）	20日間

■クーリング・オフができない場合

- | | | |
|-----------------------|--------------|--------------------|
| × 通信販売（インターネット通販など）※ | × 自ら出向いた店舗契約 | × 3,000円未満の現金取引 |
| × 使用した消耗品（健康食品や化粧品など） | × 自動車 など | ※広告に明記される返品特約に従います |

クーリング・オフ制度について、詳しくは

国民生活センター クーリング・オフ制度

検索

**クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、
すぐにお近くの消費生活相談窓口へ**

契約書面の不備やクーリング・オフ妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

「おかしいな」「困ったな」と思ったら…

ひとりで悩まず まずは相談!

消費生活に関する相談や苦情をお聴きして、その解決をお手伝いします。相談は一切無料です。



兵庫県・市町の消費生活相談窓口

地域	名称	電話番号
神戸・阪神	神戸市消費生活センター	078-371-1221
	尼崎市消費生活センター	06-6489-6696
	西宮市消費生活センター	0798-64-0999
	芦屋市消費生活センター	0797-38-2034
	伊丹市立消費生活センター	072-775-1298
	宝塚市消費生活センター	0797-81-0999
	川西市消費生活センター	072-740-1167
	三田市消費生活センター	079-559-5059
	猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110
東播磨	あかし消費生活センター	078-912-0999
	加古川市消費生活センター	079-427-9179
	高砂市消費生活センター	079-443-9078
	稲美町消費生活センター	079-492-9151
	播磨町消費生活センター	079-435-1999
	西脇市消費生活センター	0795-22-3111
	三木市消費生活センター	0794-82-2000
	小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000
	加西市消費生活センター	0790-42-8739
	加東市消費生活センター	0795-43-0502
	多可町消費生活センター	0795-32-3322
中播磨	姫路市消費生活センター	079-221-2110
	神河町住民生活課	0790-34-0963
	市川町住民環境課	0790-26-1011
	神崎郡消費生活中核センター (福崎町生活科学センター内)	0790-22-4977
西播磨	相生市消費生活センター	0791-23-7149
	たつの市消費生活センター	0791-64-3250
	赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
	宍粟市消費生活センター	0790-63-2225

地域	名称	電話番号
西播磨	太子町消費生活センター	079-277-1015
	上郡町消費生活センター	0791-52-1115
	佐用町消費生活センター	0790-82-0670
但馬	豊岡市消費生活センター	0796-21-9001
	養父市消費生活センター	079-662-3170
	朝来市消費生活センター	079-672-6121
	香美町消費生活センター	0796-36-1941
	新温泉町消費生活センター	0796-92-2070
	たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
丹波	丹波篠山市消費生活センター	079-552-1186
	丹波市消費生活センター	0795-82-0996
淡路	洲本市消費生活センター	0799-22-2580
	南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
	淡路市消費生活センター	0799-64-0999
県	県立消費生活総合センター	078-303-0999
	但馬消費生活センター	0796-23-0999

※相談実施曜日・時間等は、窓口により異なります。



友達や知り合いから
マルチ商法などの
勧誘をされても、
きっぱり断りましょう!

「簡単にもうかる」
という甘い言葉を
信じてはいけません!

特に SNS などでの勧誘は要注意!!

被害にあわないための5か条

- ① いらないものは「いりません!」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報(住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座等)を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐに居住地の消費生活相談窓口へ

兵庫県立消費生活総合センター

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL 078-302-4000 FAX 078-302-4002

消費生活相談専用電話 **078-303-0999**

URL <https://www.seiken.server-shared.com/>

兵庫県立消費生活総合センター

検索



■今話題の悪質商法の最新手口やリコール情報、食の安全安心にかかる情報など定期的に発信!

X hyogoshohi

検索



消費者行政事業者
(ふくタン)(はばタン)(こうタン)
ひょうごの消費生活シンボルマーク
消費者教育推進大使



●インキ:大豆油インキを含む
植物油インキ

令和6年11月